

NO	意見(集約)	回答
<b>審査基準(案)に対する意見</b>		
<b>【審査基準①】</b>		
1	<p>「人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、それを明らかにするための学術研究」とあるが、人間を初め、自然界への悪影響は、ある程度判明している。逆にそれを科学的に実証するのは、かなり困難なことである。中途半端な研究では、「影響はない」という結論になりがちではないか？所謂お墨付きを与えることになるのでは。自然界で「ある」ということは実証できるが、見つからないだけかも知れないため、「ない」ということは実証できないはず。</p>	<p>管理された環境下以外の環境下で実施可能かどうか等、今回の審査基準の範囲以上の実施については、今後の研究の結果やいただいたご意見を踏まえて十分な検討体制で検討してまいります。</p>
<b>【審査基準②】</b>		
2	<p>「死亡した個体を回収し、適切に処理する」とあるが、研究下なら出来るかもしれないが、現在、鳥獣保護管理事業等で捕殺されたシカ等は、適切な処理がされておらず、山林に放置されている個体も多いのが現状である。この延長線上に、危険猟法は危険過ぎる。将来、実行性のない学術研究は止めるべき。</p>	<p>管理された環境下以外の環境下で実施可能かどうか等、今回の審査基準の範囲以上の実施については、今後の研究の結果やいただいたご意見を踏まえて検討してまいります。</p>
<b>【審査基準③】</b>		
3	<p>「錯誤捕獲を未然に防止するため・・・」とあるが、これは現実問題として不可能ではないか？「どのような鳥獣が誘引されるかを確認」とあるが、環境下の全種類の生き物を調査できるわけがない。「たまたま」というのはよく聞く話。「捕獲対象鳥獣以外の鳥獣が摂食しないことを確認すること」とあるが、実際にそんなことが出来るのか？現場に張り付いていて摂食しようとした生物を追い払うということか？あまりにも非現実的である。この先に、硝酸塩による危険猟法の実用化は考えられない。予算をつける前に止めるべき。</p>	<p>審査基準③では、事前に、餌を設置する予定の場所に、使用予定の給餌器等を用いて、硝酸塩を混合する前の餌にどのような鳥獣が誘引されるかを確認することとしています。 十分な調査等が行われた結果、硝酸塩を混合する餌に捕獲対象鳥獣以外の鳥獣が誘引されないか、誘引されたとしても給餌器の構造等から摂食できない場合等、捕獲対象鳥獣以外の鳥獣が摂食しないことを確認できた場合に、審査基準③を満たしたこととする考えです。</p>
<b>【審査基準④】</b>		
4	<p>「硝酸塩が流出するおそれが極めて少ない方法」とあるが、「極めて」ではなく「絶対にない」にすべき。</p>	<p>審査基準④の「人畜や生態系の影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法」とは、硝酸塩を直接地面に設置するのではなく、給餌器に入れて給餌させる方法等であって、雨水等によって硝酸塩が流出しないものである方法を想定しています。</p>
5	<p>審査基準④の「硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法」というところに問題がある。 「流出する恐れが確実でない方法」とするべきです。極めて少ないとなっていて、多い少ないの感覚は人によって違う。</p>	<p>給餌させる必要があることから給餌器には開口部が必要である以上、絶対に(或いは確実に)生じないとは現実的ではないと考えておりますが、硝酸塩は本来自然界に存在する物質であり、多少流出しても支障は考えられないため、「極めて少ない」という文言で十分対応できると考えております。</p>
<b>【審査基準⑤】</b>		
6	<p>「事前に対象動物の餌の嗜好性を確認」とあるが、自然環境や個体差、その時の気分もあることを忘れていないか。「致死量に至る量の餌を確実に摂食すること」とあるが、実際には難しいこと。つまり毒性を強化することになりがちである。そうすると他への危険性も増幅することになる。</p>	<p>審査基準⑤の趣旨は捕獲対象動物が致死量に至る量の餌を確実に摂食することで、確実に目的を達成するだけでなく、捕獲対象動物にできる限り苦痛を与えないようにする目的もあるため、目的を達成する上で十分な毒性であることを求めるものです。 なお、硝酸塩は本来自然界に存在する物質であり、多少流出しても支障はないと考えられますが、審査基準②のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしており、また、審査基準④のとおり、「人畜や生態系の影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。」としており、捕獲の開始から終了後までの一連の捕獲行為を通じて、周辺環境への影響が生じない方法を想定しています。</p>

<b>【留意事項】</b>		留意事項の趣旨は、実施者が事前に計画の全容を説明し、各審査基準に基づき実施する措置も含めた人畜や生態系への影響を防止するための対応等を含めて、土地所有者、市町村の承認を得ることを求めるものです。 事前に説明を行うことで、より実施に適した場所に変更すること等が可能となります。
7	留意事項「影響防止のために土地所有者、市町村の承認を得る」とあるが、承認を得たところで、影響防止は無理なことではないか？トラブル防止のためということか。	
8	基準にはおおむね賛成。 留意事項にある「影響を防止するための対応等」が適正であるか否かを審査基準として加えるべき。	硝酸塩を用いた捕獲手法は鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、本審査基準に示すように極めて限定的な環境下の実施となるようにしています。 そのような環境下以外の環境下で実施可能かどうか等、今回の審査基準の範囲以上の実施について検討する際は、今後の研究の結果を踏まえ、影響を防止するための措置について審査基準を含めて検討してまいります。
<b>硝酸塩によるシカの捕獲に反対する意見</b>		
<b>【捕獲そのものに反対】</b>		
9	動物を殺す事はどのような理由でも認められない。	近年、ニホンジカ等の鳥獣の個体数増加に伴い、鳥獣による被害は農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広範囲にまで及んでおり、また拡大傾向にあります。このような中、対策を講じなければ、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらす恐れがあります。このような事態に対処するために、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向け、抜本的な鳥獣捕獲対策を既に実施しているところです。以上を踏まえ、農林業被害の防止や生態系の保全を実施していくうえで、シカの捕獲は必要な対策と考えております。
10	そもそも、生態系を回復させるために繁殖しているシカを殺害するという考え方が愚かである。人間以外の生態系は全て、環境を正常化するための役割であるかのように、その数を増減させており、人間が破壊し続けてきた森林の環境を適正な状態に戻そうとする自浄作用である事に気が付くべき。	
<b>【捕獲の方法が残酷であることへの懸念】</b>		
11	餌に硝酸塩を混ぜてじわじわと弱らせて殺すという考え方に大変な残忍性を感じる。静岡県で実験中の時も国民の反対が多かったと記憶している。防除のための電気柵設置等や各種避妊の試みは費用もかかり大変だと思うが、道義的にまっとうであると思う。楽をして安価で効果が出るが動物を苦しめる方法より、研究費や手間がかかっても動物の痛みを思いやる方法をお願いしたい。	基準⑤のとおり、「確実に目的を達成する観点から、事前に対象動物の餌の嗜好性を確認する等、対象動物が致死量に至る量の餌を確実に摂食すること等を確認すること」としており、できる限り苦しませることの無いよう実施するものとしています。
12	硝酸塩による毒殺は、長時間の苦痛の後、死に至らしめるもので狩猟、捕獲の方法として適正でない。既に欧州では毒殺のみならず、罠、刃物による狩猟も禁止している国がある。(例：イタリア)	

【硝酸塩を用いた捕獲である必要性】	
13	<p>柵の中に入った動物を仕留めるのなら、あまり苦しめることなく仕留める方法がいくつかあるため、あえて硝酸塩を使用する必要はない。</p>
14	<p>増えすぎたとか害獣であるという理由で動物を殺す場合があるとしても、毒で苦痛を与えて殺すのは人道的ではなく教育的にも問題があると思う。          このような場合安易な方法に傾倒してきた過去があると思うが、動物に対する扱い方が後進国と言われてしまうようなやり方は21世紀の我が国にはふさわしくないと思う。          また、米国などの研究でも不妊による数の抑制は可能だとされているので、そういう方法を取るべきだと考える。</p>

近年、ニホンジカ等の鳥獣の個体数増加に伴い、鳥獣による被害は農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広範囲にまで及んでおり、また拡大傾向にあります。このような中、対策を講じなければ、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらす恐れがあります。このような事態に対処するために、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向け、抜本的な鳥獣捕獲対策を既に実施しているところです。

高山帯でお花畑が消失するなどニホンジカの生態系への影響が出ている中、高標高域の低密度分布地など従来手法(猟銃・わな猟)が不向きな場所での捕獲などの課題も生じており、新たな手法による革新的捕獲等技術開発を進めることが求められています。

硝酸塩を用いた捕獲は、将来的には革新的捕獲等技術となることが期待されており、本審査基準に基づく捕獲は、基準①のとおり、鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的として行われます。

そのため、柵の中に入った動物を仕留めることを目的として行われるものではないことをご理解いただければ幸いです。

近年、ニホンジカ等の鳥獣の個体数増加に伴い、鳥獣による被害は農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広範囲にまで及んでおり、また拡大傾向にあります。このような中、対策を講じなければ、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらす恐れがあります。このような事態に対処するために、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向け、抜本的な鳥獣捕獲対策を既に実施しているところです。

高山帯でお花畑が消失するなどニホンジカの生態系への影響が出ている中、高標高域の低密度分布地など従来手法(猟銃・わな猟)が不向きな場所での捕獲などの課題も生じており、新たな手法による革新的捕獲等技術開発を進めることが求められています。

硝酸塩を用いた捕獲は、将来的には革新的捕獲等技術となることが期待されており、本審査基準に基づく捕獲は、基準①のとおり、鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的として行われます。

将来的に、鳥獣保護管理事業において使用する場合には、当該方法でなければ対応できない場合に使用を限定する等、ご意見を踏まえ、その取扱いについて慎重に検討を続けたいと考えております。

【違法捕獲や他の目的での使用の恐れ】		
15	<p>食べ物に毒を混ぜれば、動物でも人間でも簡単に殺せると国民に広めてしまい、社会的に深刻な悪影響を及ぼすのではないか。犬猫の毒殺事件が多い中、模倣犯が現れるのではないか。</p>	<p>硝酸塩を用いた捕獲手法は選択的な捕獲方法と考えられており、ニホンジカ等の反芻動物の場合は第一胃にいる微生物が硝酸イオンを亜硝酸イオンに還元することにより酸素欠乏症に陥りますが、人間やノネコ、ノイヌなど単胃動物の酸性の胃では、亜硝酸イオンは増加しないと考えられています。</p> <p>また、硝酸塩を用いた野生鳥獣の捕獲について、法第9条に基づく捕獲の許可を得ずに捕獲を行った場合や法第36条の危険猟法の許可を得ずに捕獲した場合は1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される場合があります。</p> <p>取り締まりにつきましては、鳥獣保護管理員等制度も活用しながら、法の運用が適切に図られるよう、違法捕獲等の取り締まりを実施していきます。</p>
16	<p>毒餌によって駆除するのはコストもかからず簡単な方法であるが、環境省がやっているのだからと全国の至る所で野生動物、愛護動物を問わず、また硝酸塩でなくとも市販の毒性のある薬品などを用いて動物を殺害しようとする人たちが出てくる。毒餌方法を模倣する人にばらまかれた毒による人命事故も発生するに違いない。今回このような食物に毒を混ぜて殺す方法を公開しただけでも重大な責任がある。</p>	
17	<p>管理が行き届かない。 硝酸塩を利用できるようになってしまうと許可を受けていない人や、決められた方法を守らずに硝酸塩を使用する人が増えた際に誰も責任をとれない。</p>	
18	<p>硝酸塩は、過剰な肥料散布から牧野における牧畜の硝酸塩中毒や、高原野菜の硝酸塩濃度が危険視されており、効能や有害性については十分にエビデンスが揃っている。 化学物質の導入は検討すること自体非人道的で、大正期にはすでに、薬物の狩猟への使用は禁じられている。 軍事にも転用できるこのような研究のための条件整備は認められない。</p>	<p>硝酸塩を用いた捕獲は、将来的には革新的捕獲等技術となることが期待されており、本審査基準に基づく捕獲は、基準①のとおり、鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的として行われます。</p> <p>また、硝酸塩を用いた捕獲手法は選択的な捕獲方法と考えられており、ニホンジカ等の反芻動物の場合は第一胃にいる微生物が硝酸イオンを亜硝酸イオンに還元することにより酸素欠乏症に陥りますが、人間やノネコ、ノイヌなど単胃動物の酸性の胃では、亜硝酸イオンは増加しないと考えられています。</p> <p>(参考)近年、ニホンジカ等の鳥獣の個体数増加に伴い、鳥獣による被害は農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広範囲にまで及んでおり、また拡大傾向にあります。このような中、対策を講じなければ、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらす恐れがあります。このような事態に対処するために、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向け、抜本的な鳥獣捕獲対策を既に実施しているところです。</p> <p>高山帯でお花畑が消失するなどニホンジカの生態系への影響が出ている中、高標高域の低密度分布地など従来手法(猟銃・わな猟)が不向きな場所での捕獲などの課題も生じており、新たな手法による革新的捕獲等技術開発を進めることが求められています。</p>
【カモシカ等の錯誤捕獲への懸念】		
19	<p>反芻胃の定義に照らし合わせ、厳密な「反芻胃」を持っている野性生物は、ホンシュウジカ、エゾシカ、キュウシュウジカのみであるが、天然記念物に指定されているニホンカモシカも反芻しながら消化吸収を行う同様の胃を有しており、自然界で硝酸塩入りの餌を使用した場合、ニホンカモシカも死亡する可能性が極めて高い。 ニホンカモシカは個体数の減少から天然記念物に指定され、保護されている野生生物である為、誤って殺害される事は許されない。</p>	<p>審査基準②のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしており、また、審査基準④のとおり、「人畜や生態系への影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。」としており、捕獲の開始から終了後までの一連の捕獲行為を通じて、周辺環境への影響が生じない方法を想定しています。</p> <p>これらの適切な運用により対応してまいります。</p>
20	<p>エゾシカの駆除に有効であっても野山で実用する事は現実的な方法とは思わない。隔離された密閉空間でない限り対象以外の獣や鳥、昆虫の侵入が起きて、対象とした動物だけの駆除に限定する事は出来ないため。</p>	

【捕獲個体を猛禽類が捕食した場合の影響への懸念】		
21	硝酸塩を使用して殺害したシカ肉を餌とする鳥獣、特に絶滅危惧種の猛禽類への影響が出るのではないか	審査基準②のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしております。これらの適切な運用により対応してまいります。
【河川や地下水を通じた影響への懸念】		
22	雨や雪が降った場合、硝酸塩が餌から溶け出し、土壌汚染をする危険性はないのか。水は山から海に向かう。多量の硝酸塩が溶けて河川に入った場合、魚が死に水棲動物に影響が出るのではないか。	
23	以前、牛が大量に中毒になったことがあったが、外来餌に硝酸塩が多く含まれていたことが理由だったと思う。かつて、豚が中毒を起こし、その原因を調べたら地下水中の硝酸系の物質が原因であったとされている。自然界に硝酸塩を餌として撒くことにより地下水汚染も考えねばならない。	硝酸塩は本来自然界に存在する物質であり、多少流出しても支障はないと考えられますが、審査基準②のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしており、また、審査基準④のとおり、「人畜や生態系の影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。」としており、捕獲の開始から終了後までの一連の捕獲行為を通じて、周辺環境への影響が生じない方法を想定しています。
24	硝酸塩は、魚毒性があり、「河川などの近くでは河川に流入しないように留意すること」を条件に付すべきである。	さらに、実施地の選定について留意事項において、「人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること」としています。
25	長野県は、水源域にあるため、ニホンジカの捕獲個体の死亡や放置による生態系への影響が考えられる。	これらの適切な運用により対応してまいります。
26	硝酸塩が含まれた餌、排泄物、体液等他の生物にどのような影響があるのかも測り知ることは出来ないと思う。 また、仮に硝酸塩が及ぼす他の生物や土壌残留が取り返しのつかない事になれば環境省の本義から大幅に外れる結果となっては遅く、極めて危険な研究かと思う。	
【回収への懸念】		
27	投与から死亡30分前までは平静状態とのことなので(投与から死亡30分前までの時間が不明だが、最低30分間動けるとのこと。)この間の移動距離を考えると死亡個体が散らばるのではないかと推測できる。複数の死亡個体が散らばった状況での回収作業の困難とともに、給餌場所から離れた処での不審な死亡個体が散見された場合は、他の機関による原因究明を実施する必要があることが考えられる。	審査基準②に記載のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしており、実施者はそれらを踏まえて実施計画を立案し、回収可能な範囲で実施することになります。
28	回収前或いは回収漏れのシカの死体を、イノシシ・タヌキ・キツネ・カラス・トビ・クマ等が食べることは十分あり得ることである。また、猟犬が食べる場合もあり得る。	実施地の選定について留意事項において、「人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること」としてあります。これらの適切な運用により対応してまいります。

【ジビエ利用に関する懸念及び規制の必要性】	
29	<p>土壌からの流出により、農作物や山菜、キノコ類などへの影響も懸念され、知らずに食用にすることにより蓄積され、急激な変化はなくても人体への影響は少なからず考えられ、政府が積極的に推進しているジビエの利活用も困難になりかねない。また、乳幼児のメトヘモグロビン血症などにより死に至る場合も完全には否定できず、小規模な実証では起こらない影響も、規模がおおきくなれば影響も大きくなる。</p> <p>したがって、硝酸塩を使用する猟法は危険猟法として、厳格な制限が必要と考える。</p>
30	<p>ニホンジカの捕獲に使用された場合は、当該個体の山野での死亡や放置（鳥獣法で禁止）による生態系への影響などが考えられ、また、政府を挙げて推進しているニホンジカのジビエ利活用推進にも影響が出るおそれがあり、禁止猟法として厳格な規制を行っていく必要性が高いと考えられる。</p>
【今後の展開の計画性に関する懸念】	
31	<p>審査基準①「将来的に各種課題への対応についての安全正等に対する科学的根拠を示すことができた場合に、許可をする対象となり得ることとする」に疑問を感じる。管理された環境下で安全性の確認がとれた後、管理された環境下以外で将来的にどのように安全性の確認をするのかわからない。計画性が感じられない内容である。</p>
【動物実験に関するルールとの整合等への懸念】	
32	<p>硝酸塩によるシカの殺処分が「学術研究」であるならば、今回は広義の動物実験であるとも言いかえられるのではないかと。大学や企業では、動物実験には審査委員会（倫理委員会）が設けられており、動物福祉の観点から厳しいジャッジがあるが、その片鱗も感じられない審査基準であると思う。</p>
33	<p>硝酸塩を用いたシカの捕獲が、安楽殺であるかどうかを評価すること及びその評価項目として米国獣医学会：安楽死に関する研究会報告2000の評価項目を採用することを審査基準の一つに加えるべき。</p>
34	<p>ニホンジカの安楽殺が人道的に実施されるよう、獣医師立会いの元で実証実験を行うことを審査基準に加えるべき。</p>
35	<p>この審査基準を設けるかどうかを判断する為に、ベテランの産業動物獣医師またはすでに引退した高齢の元産業動物獣医師の意見を参考にすべき。</p>

「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房長官）の議論を踏まえて、現在の捕獲個体の食用（ジビエ）利用量を平成31年度に倍増させることが政府の目標となっており、環境省としても、関係省庁と連携して取り組んでいるところです。

それらも踏まえ、実施地の選定について留意事項において、「人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること」としております。

これらの適切な運用により対応してまいります。

なお、硝酸塩を用いた野生鳥獣の捕獲は法第36条に基づく危険猟法として把握しており、法第9条に基づく捕獲の許可に加え法第37条第1項の危険猟法の許可を得なければ実施できない猟法です。それら許可を受けずに実施した場合は1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される場合があります。

現時点では審査基準①のとおり、鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、管理された環境下以外の使用については想定しておりません。管理された環境下以外の環境下で実施可能かどうか等、今回の審査基準の範囲以上の実施については、今後の研究の結果を踏まえて検討してまいります。

動物実験にあたる場合、実施者において当然、「研究期間等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に従って実施するものであるため、本審査基準には記載しておりませんが、関係法令等を遵守して実施するよう、指導してまいります。

<b>【安全性の実証が先決】</b>		
36	人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足している事を実施することが不安。不足している内容に対して安全を実証する事が先決と考える。	<p>審査基準②のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしており、また、審査基準④のとおり、「人畜や生態系の影響を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。」としており、捕獲の開始から終了後までの一連の捕獲行為を通じて、周辺環境への影響が生じない方法を想定しています。</p> <p>さらに、実施地の選定について留意事項において、「人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること」としてあります。</p> <p>これらの適切な運用により対応してまいります。</p>
<b>【シカが絶滅するおそれへの懸念】</b>		
37	本県ではジビエを県と県猟とで発展させるべく協議の上進めており、硝酸塩を用いて捕獲をすれば安全安心のジビエを市場に提供できず種の保存の観点では個体数の管理も困難となり絶滅にもつながるのではないかと懸念。そのため、使用禁止を求める。	<p>硝酸塩を用いた捕獲は、将来的には革新的捕獲等技術となることが期待されており、本審査基準に基づく捕獲は、基準①のとおり、鳥獣保護管理事業において広く使用が認められるまでの人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的として各基準に示す環境下で行われます。</p> <p>上記環境下以外においては、将来的に各種課題への対応についての安全性等に対する科学的根拠を示すことができた場合に、ご意見を踏まえて検討する考えです。</p> <p>(参考)近年、ニホンジカ等の鳥獣の個体数増加に伴い、鳥獣による被害は農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広範囲にまで及んでおり、また拡大傾向にあります。このような中、対策を講じなければ、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらす恐れがあります。このような事態に対処するために、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向け、抜本的な鳥獣捕獲対策を既に実施しているところです。</p> <p>高山帯でお花畑が消失するなどニホンジカの生態系への影響が出ている中、高標高域の低密度分布地など従来手法(猟銃・わな猟)が不向きな場所での捕獲などの課題も生じており、新たな手法による革新的捕獲等技術開発を進めることが求められています。</p> <p>※ジビエ利用に関する懸念及び規制の必要性に関するご意見については、当該回答欄の内容をご覧ください。</p>
<b>【朦朧とした状態のシカが車に衝突することへの懸念】</b>		
38	死体を食す事により、硝酸塩を間接摂取する事になり、間接摂取した個体が酸素欠乏症で死に至る可能性や、死に至らないまでも、酸素不足となり、意識がもうろうとした状態で道路や人家などに出没する可能性もあるため、重大な事故や事案になる可能性がある。	<p>審査基準②のとおり、「柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収」することとしており、また、実施地の選定について留意事項において、「人畜や生態系への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること」としてあります。</p> <p>これらの適切な運用により対応してまいります。</p>